

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

A Study on the Relationship between Learner Autonomy and Academic Grades.....	OHNO, Misa NAKAMURA, Akira SAGARA, Yoichiro SAKAI, Shien (1)
「緩和語」の ganz の用法について.....	中 出 正 郎 (25)
タスマニア先住民の動態的差別分析.....	張 能 美希子 (47)
平成19年学外研究活動報告.....	(65)
千葉商大紀要第45巻総目次.....	(69)